

ねたきり等高齢者紙おむつ支給事業実施要綱

(総則)

第1条 ねたきりその他の高齢者に対する紙おむつの支給については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 在宅で介護を受けている高齢者に対し紙おむつを支給することにより、高齢者の在宅生活の維持及び向上を図るとともに、家族等の介護者の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を目的とする。

(対象者)

第3条 この要綱により紙おむつの支給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に居住する65歳以上の在宅の者（別表に掲げる施設に一時的な滞在（3ヶ月未満）をする場合を含む。）であること。
- (2) 対象者本人の当該年度（4月、5月又は6月の支給にあつては、前年度）の市民税が非課税であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）により、本市から要介護4又は要介護5の認定を受けた者

イ 要介護認定により、本市から要介護1、要介護2、要介護3、要支援1又は要支援2の認定を受けた者のうち、要介護認定における認定調査において、「排尿」又は「排便」の項目について「介助」又は「見守り等」が必要とする状態と判断されたものその他これに準ずる者

- (4) 重度障害者紙おむつ支給事業実施要綱（平成6年4月1日制定）の規定により紙おむつの支給を受けていない者であること。

(支給の内容)

第4条 紙おむつは、次条の規定による申請のあった月分から支給するものとする。ただし、当該申請日が、申請した月の16日以後であるときは、当該申請のあった日の属する月の翌月分から支給するものとする。

- 2 紙おむつの種類は、テープ式パンツ型、パンツ型、平型及び尿取りパッドとする。
- 3 紙おむつの支給は、毎月、市と協定を締結している事業者（以下「協定事業者」という。）が配布することにより行う。

(紙おむつ支給申請書)

第5条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、ねたきり等高齢者紙おむつ支給申請書による。

(支給決定(却下)通知書)

第6条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、ねたきり等高齢者紙おむつ支給決定(却下)通知書(第1号様式)による。

(利用の手続)

第7条 前条の決定通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、協定事業者に申し出て支給を受けるものとする。

(一部負担金)

第8条 紙おむつの支給に係る費用のうち、1月につき2,700円を超える部分は、受給者が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、協定事業者が定めた期限までに受給者が直接協定事業者に支払うものとする。

(支給対象資格の喪失)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象としての資格を喪失する。この場合において、紙おむつの支給については、喪失する事由に該当するに至った月の翌月から廃止する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(3) 紙おむつの支給を辞退したとき。

(4) その他市長が紙おむつの支給をすることが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、受給者が支給対象者としての資格を喪失したときは、ねたきり等高齢者紙おむつ支給資格喪失通知書(第2号様式)をもって通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日から平成15年3月31日までの間に限り、改正前のねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱第2条の規定により平成12年3月31日において対象者であった者は、改正後のねたきり高齢者等紙おむつ支給事業実施要綱第2条に規定する対象者とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 改正後のねたきり等高齢者紙おむつ支給事業実施要綱第7条の規定は、平成30年10月分の紙おむつの支給から適用し、同年9月分の紙おむつの支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後のねたきり等高齢者紙おむつ支給事業実施要綱第2条第2号の規定

は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	病院
---------	-----------	----------	----

第 1 号様式（第 6 条関係）

ねたきり等高齢者紙おむつ支給決定（却下）通知書

年 月 日	
横須賀市長	
印	
ねたきり等高齢者紙おむつ支給について、次のとおり決定しましたので、通知します。	
申 請 者	住 所 氏 名 様
決 定 区 分	
備 考	

第 2 号様式（第 9 条第 2 項関係）

ねたきり等高齢者紙おむつ支給資格喪失通知書

年 月 日	
横須賀市長 印	
ねたきり等高齢者紙おむつ支給について、次のとおり決定しましたので、通知します。	
対 象 者	住 所 氏 名 様
支給資格喪失の月	年 月分から
備 考	